

柏市立風早中学校

い じ め 防 止 基 本 方 針

令和5年度版



柏市立風早中学校 いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

「いじめは絶対に行ってはならない」という考えのもと、いじめが全ての生徒に関係する問題であるにとらえ、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう学校としていじめの防止に取り組んでいく。

全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。「いじめは絶対に許されない行為である」という意識を学校内の活動を通して生徒・保護者・職員が持つことができるような取り組みを行っていく。

以上の事を踏まえ、全職員でいじめ防止等（防止・早期発見・対処）に取り組んでいく。また、いじめ問題への対応については正確に丁寧な対応を行う。

いじめの定義

「いじめ」とは一定の人間関係のある者から心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。これは「仲間はずれ」、「集団による無視」、「身体的な攻撃」、「金品をたかられる・隠される」などの行為もふくまれる。また、発生した場所は校内外を問わない。

(2) 組織

柏市立風早中学校不登校・いじめ対策委員会

構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当、不登校担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、個別支援教員

定例協議

学期毎に、複数回の定例会及びアンケート実施後に対策会議を開き、学年間の情報交換及び問題に対する対応策を考える。

定例協議会構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭

(3) いじめの未然防止について

- 生徒、保護者への啓発活動としての取り組み
 - ・情報モラルに関する講演（ケータイ安全教室など）
 - ・いじめ防止に関する授業（STANDBY 講習会など）
 - ・SOS の出し方に関する教育
- 教職員の研修
 - ・こども基本法、生徒の権利に関する理解
 - ・体罰、不適切な発言に関する研修
 - ・教育相談に関する理解
 - ・障害について熱心な無理解者とならないための適切な理解
 - ・性的マイノリティーの理解のための研修
- 道徳教育や豊かな人間関係づくりプログラム
 - ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施
 - ・学年の状況に応じた道徳の授業の展開
- 生徒会、委員会で子どもたちの自主的な活動
 - ・いじめ防止ポスターの作成、いじめ防止標語作り、いのちを大切にするキャンペーン、いじめゼロ宣言 など
- 授業における取り組み
 - ・自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の推進
- 特別な支援や配慮を要する生徒への対応
 - ・LD、ADHD、自閉症スペクトラム症等の発達障害特性を有する生徒への学校全体での理解と啓発
 - ・外国にルーツのある生徒への見守りと支援
 - ・家庭環境等に特別な事情がある生徒の日常的な観察
 - ・性別違和や性的指向自認に係る生徒の理解と支援
 - ・ウクライナ情勢等をめぐる生徒への適切な対応
 - ・宗教との関わりに起因する問題を背景とした生徒への理解と対応
- 感染症等に関する人権への配慮と対応
 - ・偏見やいじめにつながるようなことがないよう注意深い見守り

(4) いじめの早期発見について

- 教育相談：事前にアンケートを実施し、担任との個別面談
 - ・年3回（6月、9月、1月）
- 迷惑・いじめ調査アンケートの実施（記名式）【5年間保管する】
 - ・年5回（5月、7月、10月、12月、2月）
- 相談ポストの設置とその周知
 - ・常時投書可能なポストの設置
 - ・相談できる窓口の周知(やまびこ電話カードの配布や STANDBY アプリの周知)
- カウンセリング室への来室相談

- ・スクールカウンセラー来校時
- ・カウンセリング室への直通電話番号の周知

○生活ノートを活用

- ・毎日の日記から生徒の悩みや変化をとらえる

○家庭におけるいじめの発見

<いじめにあっているときのサイン>

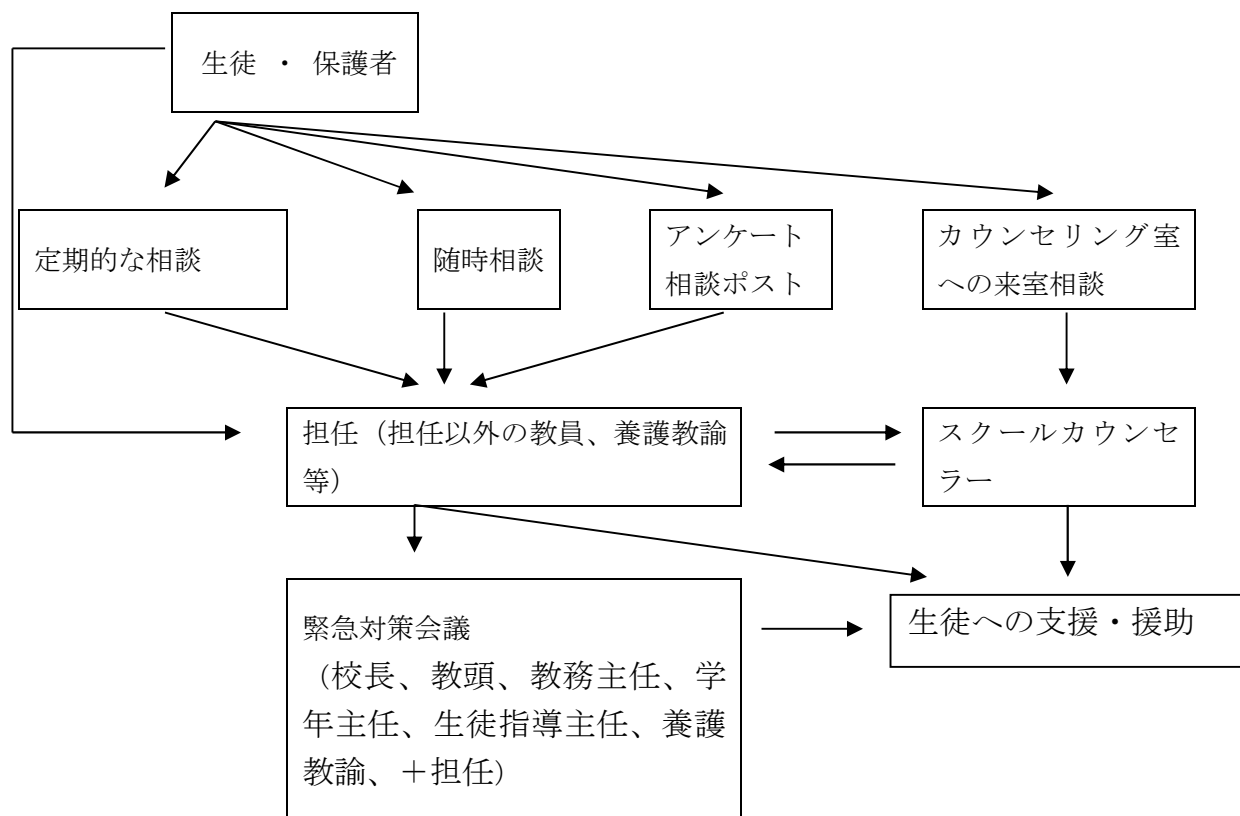
- ・朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ・朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ・遅刻や早退がふえた。
- ・食欲がなくなったり、黙って食べるようになったりする。
- ・携帯電話やメールの着信音におびえる。
- ・勉強しなくなる。集中力がない。
- ・家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
- ・遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ・親しい友人が遊びにこない、遊びに行かない。
- ・表情が暗く、家族との会話も少ない。
- ・些細なことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ・学校の友達の話題がへった。
- ・自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ・パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ・理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。
- ・教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。
- ・服がよごれていたり、やぶれていたりする。

<いじめをしているときのサイン>

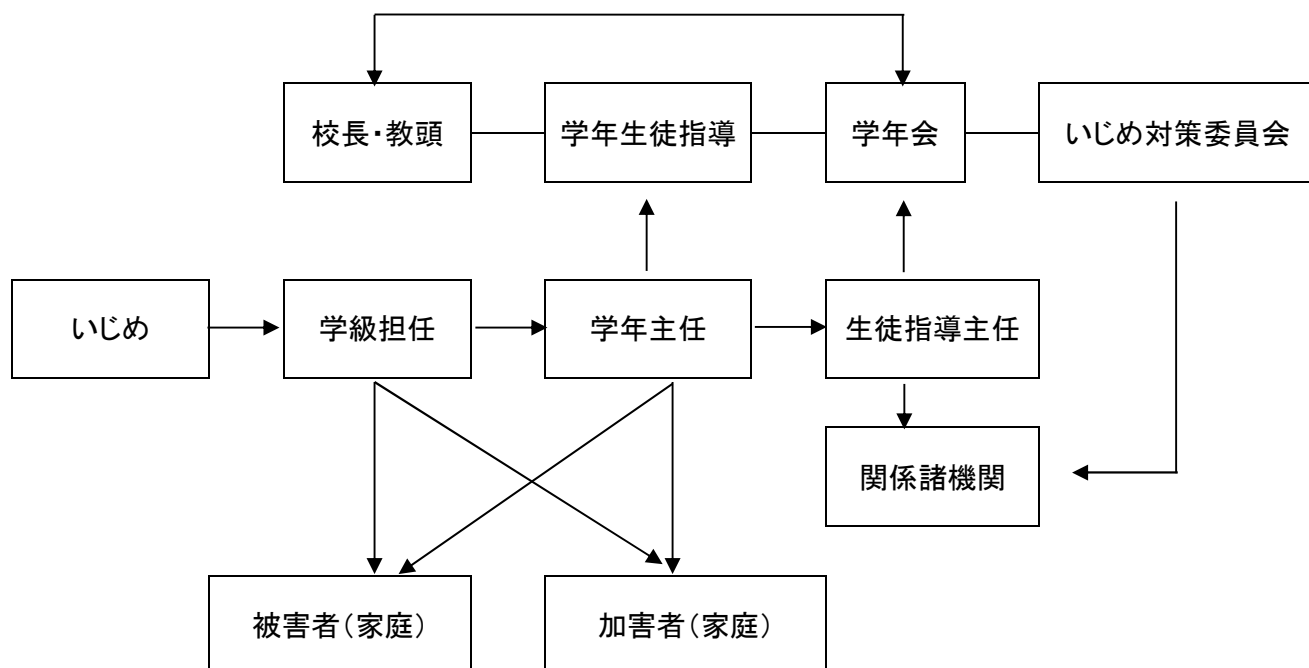
- ・言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ・買った覚えのないものを持っている。
- ・与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

(5) いじめの相談・通報の体制について

〈校内での相談・通報体制〉



(6) いじめを認知した場合の対応について



○被害者への事実確認（担任または学年職員、生徒指導主任で個別面談を行う。原則として複数の職員で確認する。）第一優先は被害者の保護とする

日時・場所・内容・関係者の把握 ※必ず記録を取る

〈聞き取りの姿勢〉

- ・気持ちを受け入れる。
- ・問い詰めたり、結論を急いだりしない。
- ・何があっても「守りぬく」、「必ず助ける」ことを真剣に伝える。
- ・いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないことを伝える。
- ・「無視しなさい」、「たいしたことではない」、「あなたにも悪いところがある」、「いじめられる方が悪い」、「弱いからいじめられる」といったことは言わない。

○加害者への事実確認（担任または学年職員、生徒指導主任で個別面談を行う。原則として複数の職員で確認する。）

日時・場所・内容・関係者の把握 ※必ず記録を取る

〈聞き取りの姿勢〉

- ・暴言や威圧などの不適切な方法を禁止する。
- ・被害者や通報者に圧力をかけることを防止する。

○被害者側の保護者への連絡（担任。場合によっては学年主任）

被害内容・事実確認内容・今後の被害者への対応・加害者への指導内容

○加害者側の保護者への連絡（担任。場合によっては学年主任）

加害内容・事実確認内容・被害者の状況・加害者への指導内容

（７）いじめの指導について

○いじめの被害者への支援

- ・再び安心して学校に登校することができる環境をつくる。
- ・スクールカウンセラーなどによる心のケアをする。
- ・いじめが止んだように見えても、見守りを継続していく。
- ・心身のケアと人間関係の修復を行う。
- ・教育支援センター、学習相談室への通級、通室による学びの場を確保する。
- ・関係機関と連携し、いじめにあった生徒を支援する。

○いじめの加害者への指導

- ・「いじめは絶対にしてはいけない」という考えのもと、今後同じ行為を絶対にしないという意識を持たせる。被害者や通報者に圧力をかけないことを約束させる。
- ・いじめの背景について目を向け、再発防止の取り組みを行う。
- ・関係機関と連携し、いじめに関わった生徒への指導の継続を行う。

○周囲の者（傍観者）への指導

- ・いじめを見て見ぬふりをしてはいけないという意識を持たせる。「ひやかし」や「はやしたてる」といった行為への指導を行う。

○関係機関との連携について

- ・いじめが暴行、傷害、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。「早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案」（文部科学省）に沿った対応を行う。

（８）重大事態への対処について

いじめ問題により本校の生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、相当な期間学校を欠席する場合には重大事態とし、速やかに校内で対策会議を持つとともに校外への相談、通報を行う。また、関係機関との連携を行う。

〈重大事態の基準〉

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒の相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※「相当の期間」については、国の基本方針に基づき「３０日」を目安とするが、個々の状況を十分に把握し、対応していく。

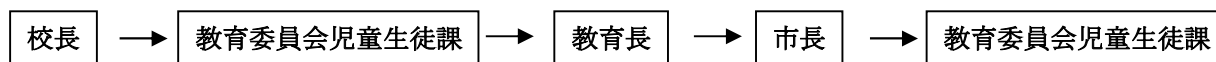
〈校内〉



緊急対策会議

（校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、担任）

〈校外〉



※ 緊急時には臨機応変に対応する

柏市立風早中学校	０４－７１９１－２２９０
柏市教育委員会児童生徒課	０４－７１９１－７２１０
柏警察署生活安全課	０４－７１４８－０１１０
大津ヶ丘交番	０４－７１９２－１７９２
カウンセリング室直通電話	０４－７１９３－７７７９
やまびこ電話相談	０４－７１６６－８１８１

(9) 公表、点検、評価等について

基本方針に関しては、本校ホームページ等で公表し、年度毎に更新を行う。
また、年度毎に1年間のいじめに関する調査や分析を行い基本方針の点検を行う、
いじめ問題への本校の取り組みを、生徒、職員によって評価を行う。

基本方針点検項目

- ・方針について職員、生徒などから幅広く意見を聴取することができたか
- ・学校の基本理念、いじめの定義などを全職員で共通理解できたか
- ・生徒、保護者への啓発活動は十分であったか
- ・授業について自己有用感を高めるものであったか
- ・いじめ防止に関わる年間計画は適切であるか
- ・相談窓口等については十分に周知できたか
- ・いじめ発生時の対応手順は適切であるか
- ・いじめ被害者に対するケアは組織的に行える体制となっているか
- ・いじめ加害者に対する指導の方針は適正であるか
- ・重大事態発生時の対応については学校の方針は国の定めた方針に沿っているか
- ・重大事態への対応手順は適切であるか
- ・ホームページでの公表は最新のものであるか
- ・いじめに関しての調査や分析は十分であるか